

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

トピックス

◆就職氷河期世代の雇用を支援する助成金
「特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)」

◆今月の
労務スケジュール



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintai-kan-rikenkyujo.jp>

◆就職氷河期世代の雇用を支援する助成金 「特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)」

最近ニュースで、就職内定先が複数社ある学生が、内定辞退をどんな風にすればいいものか悩んでいる、ということが話題になっていました。

人手不足の今、新卒者の採用は困難を極めており、学生にとっての売り手市場が続いています。

しかし、平成の時代(およそ平成5年から平成16年)に学校卒業を迎えた世代は「就職氷河期世代」とのちに呼ばれ、就職する

のに大変な困難がありました。

その「就職氷河期世代」を支援するプログラムを政府が打ち出し、そのうちの厚生労働省施策の中で、就職氷河期世代のために「特定求職者雇用開発助成金(安定雇用コース)」が拡充されました。

特定求職者雇用開発助成金は以前からありましたが、コース名が変わり、内容が拡充されています。

安定雇用実現コースは、就職氷河期世代で、正社員経験の少ない方を正社員で雇い、雇用が定着した場合の企業に対する助成です。

◇特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)

◇対象者の要件は...

①雇入れ時点の年齢35歳以上60歳未満

②正規雇用として雇用された期間が通算1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用として雇用されたことがない方

③ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方

④正規雇用従業員として雇用されることを希望している方

対象者が退職せず定着した場合に30万円ずつが助成されます。(大企業については25万円)

1年間の継続雇用で60万円になるということです。

期間中の退職がやむを得ない場合(対象者の責めに帰すべき理由による解雇等)は、期間中の雇用されなくなった日の前月までが助成対象になります。

しかし、期間中に、対象者が一身上の都合で辞めていった場合は、その期間の助成は出ません。

就職氷河期世代と呼ばれた方々の中で、さまざまな理由により過去に正社員として働いてこなかったという方はいらっしゃると思います。

支給要件はこれ以外にもありますので、気になりましたらお気軽に、弊所担当までご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000497097.pdf>

◇支給要件は...

入社後6か月を支給対象期間第1期、その後の6か月を第2期とし、期間中に

2月の労務スケジュール

～2/29 1月分社会保険料納付
～2/10 1月分源泉徴収税額・住民税額の納付